

岐阜県公報

令 和 元 年 十 一 月 十 日 (火曜日)

目 次

規 則

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(職員厚生課) 四二九^{ページ}

令和元年十一月十日

岐阜県知事 古 田 筆

道路の区域変更
道路の供用開始

(道路維持課) 四一九
(同) 四二〇

岐阜県規則第七十八号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

告 示

県営土地改良事業計画の決定

(農地整備課) 四三一

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十二年岐阜県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式別紙(注意事項)第一号中「薦利は、」を「薦利は、これを行使することができる時から」に、「行わない」を「行使しない」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第三百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十一月十日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十日

岐阜県知事 古田 駿

県道	類の道種路
関岐 ヶ原阜 線	路線名
同同 二郡同 二二二 番町大 地先ま で字	区間
揖斐郡大野町大字下磯字 揖斐前二一〇番二地先から 地字	揖斐郡大野町大字下磯字 揖斐前二一〇番二地先から 地字
後	前
三・八 三・〇	元・八 三・〇
六・〇	六・〇
員敷地の幅 ル(メートル)	延長 ル(メートル)
備考	

岐阜県告示第三百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条规定により、道路の区域を
次のように変更したので告示する。

及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十日

岐阜県知事
古田
肇

類の道種路
路線名
区間
別前変区域後更域
員敷地の幅員(メートル)
延長(メートル)
備考

岐阜県告示第三百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

國一道般	類の道種路
二号百四十	路線名
同番二地先まで市同町二丁目一六	区間
	延長メートル
元令和三〇	供用開始の期日
平成三・九	備考はの日告月の又域年更定か年月の示変決

令和元年十一月十日

岐阜県告示第三百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十一月十日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

	多治見市小泉町八丁目三 五番一地先から
同市同町八丁目一 一番五地先まで	
後	前
三・ 二・ 七・ 〇	一・ 二・ 三・ 〇
六・ 〇	六・ 〇

令和元年十一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	類の道種路
路線名	区間
ル(メートル)延長	供用開始の期日
市笠下之倉原石線	多治見市市之倉町一丁目一六
ナレ一	元令和二年一〇月
平成三九	ほ示変決(備か年更定期月の又域日告はの考)

公 示

○県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年十一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

久保原地区	施行に係る地区名
恵那市役所	縦 覧 場 所
同令和二年一月一日起	縦 覧 期 間

令和元年十二月十日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社